

保険法施行に関する特則 目次

(特則の趣旨)	第5条 (保険証券)
第1条 (特則の適用)	第6条 (会社への通知による保険金等の受取人の変更)
第2条 (保険金等の支払時期および支払場所)	第7条 (遺言による保険金等の受取人の変更)
第3条 (重大事由による解除)	第8条 (特則の解約)
第4条 (保険金等の受取人による保険契約の存続)	

保険法施行に関する特則

(特則の趣旨)

この特則は、平成 22 年 3 月 1 日以前に締結された保険契約について保険法が施行されることに伴う取扱を定めたものです。

第1条 (特則の適用)

- 第 2 条 (保険金等の支払時期および支払場所) および第 3 条 (重大事由による解除) の規定は、平成 22 年 3 月 2 日以後適用します。また、第 4 条 (保険金等の受取人による保険契約の存続) の規定は、平成 22 年 4 月 1 日以後適用します。
- 第 5 条 (保険証券) の規定は、平成 22 年 3 月 2 日以後、つぎの各号に定める事項が生じた場合に適用します。
 - この特則が適用されている保険契約を復活した場合
 - この特則が適用されている保険契約に特約を中途付加した場合
 - この特則が適用されている保険契約の特約が更新した場合
- 第 6 条 (会社への通知による保険金等の受取人の変更) および第 7 条 (遺言による保険金等の受取人の変更) の規定は、平成 22 年 3 月 2 日以後、保険契約者から特段の申し出がない限り適用します。ただし、前項各号に定める事項が生じた場合には、保険契約者からの申し出の有無にかかわらず適用します。
- この特則を主たる保険契約 (以下「主契約」といいます。) に適用する場合でも、保険証券には記載しません。

第2条 (保険金等の支払時期および支払場所)

- 主契約の普通保険約款 (以下「主約款」といいます。) および特約条項の規定にかかわらず、保険金、給付金または年金 (名称の如何を問いません。以下「保険金等」といいます。) は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して 5 営業日 (日本火災パートナー生命保険株式会社において締結され更新されていない保険契約 (医療保険およびがん保険は除きます。) は 5 日) 以内に、会社の本店または会社の指定した支店で支払います。
- 保険金等を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金等請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認 (会社の指定した医師による診断を含みます。) を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して 60 日を経過する日とします。
 - 保険金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
保険金等の支払事由に該当する事実の有無
 - 免責事由に該当する可能性がある場合
保険金等の支払事由が発生した原因
 - 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 - この特則に定める重大事由または詐欺もしくは不法取得目的に該当する可能性がある場合
前 2 号に定める事項および保険契約者、被保険者または保険金等の受取人の保険契約締結の目的または保険金等請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金等請求時ま

でにおける事実

3. 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
 - (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会
90日
 - (2) 前項第2号から第4号に定める事項についての弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会
120日
 - (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定
120日
 - (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会
180日
 - (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査
180日
 - (6) 前項各号に定める事項についての災害救助法が適用された地域における調査
90日
4. 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が、正当な理由なく当該事項の確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、当該事項の確認が終るまで保険金等を支払いません。
5. 第2項または第3項の場合には、保険金等を支払うために確認が必要な事項および保険金等を支払うべき期限を保険金等を請求した者に通知します。

第3条（重大事由による解除）

1. 主約款および特約条項の規定にかかわらず、会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向って主契約を解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者（被保険者の死亡を支払事由とする保険金等の場合は被保険者を除きます。）または保険金等の受取人が主契約および主契約に付加された特約の保険金等（保険料払込の免除を含みます。以下本項において同じ。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 主契約および主契約に付加された特約の保険金等の請求に関し、保険金等の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) 主契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは保険金等の受取人が他の保険会社もしくは共済事業者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、当会社の保険契約者、被保険者または保険金等の受取人に対する信頼を損ない、保険契約を継続することを期待しえない前3号に掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 会社は、保険金等の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、前項の規定によって保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた事由による保険金等を支払わず、または保険料の払込を免除しません。また、この場合に、すでに保険金等を支払い、または保険料の払込を免除していたときは、保険金等の返還を請求し、または払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によって保険契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。

ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金等の受取人に通知します。

4. 本条の規定によって保険契約を解除したときは、会社は、解約返戻金があるときはこれと同額の返戻金を保険契約者に支払います。

第4条（保険金等の受取人による保険契約の存続）

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日（養老保険または5年ごと利差配当付養老保険において、1か月を経過した日が保険期間満了日後のときは、保険期間満了日）に効力を生じます。ただし、5年ごと利差配当付個人年金保険において、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日が年金支払開始日以後となるときは、本条を適用しません。
2. 前項の解約が通知された場合でも、通知の時にいてつぎの各号のすべてを満たす保険金等の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
3. 前項の保険金等の受取人からの通知をするときは、つぎの各号に定める書類を提出してください。ただし、つぎの各号に定める以外の書類の提出を求め、または提出書類の一部の省略を認めることがあります。
 - (1) 会社所定の請求書
 - (2) 保険契約者の印鑑証明書
 - (3) 請求する保険金等の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書
 - (4) 「会社が債権者等に支払うべき金額」を支払ったことを証する書類
4. 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金等の支払事由が生じ、会社が保険金等を支払うべきときは、会社の定める取扱によります。

第5条（保険証券）

1. 会社は、つぎの各号に定める事項が生じた場合、新たに保険証券を交付します。ただし、第2項に定める事項に準じた事項を記載した書面の交付をもって保険証券の交付にかえることがあります。
 - (1) 主契約の契約日後、特約を主契約に付加した場合
 - (2) 主契約が更新された場合
2. 保険証券には、つぎの各号の事項を記載します。
 - (1) 当会社名
 - (2) 保険契約者の氏名または名称
 - (3) 被保険者を定めたときは、その氏名
 - (4) 保険金等の受取人を定めたときは、その氏名もしくは名称または保険金等の受取人を特定するために必要な事項
 - (5) 主契約および主契約に付加する特約の種類
 - (6) 保険期間
 - (7) 保険料払込期間
 - (8) 保険金額等
 - (9) 保険料およびその払込方法
 - (10) 契約日
 - (11) 保険証券を作成した年月日
3. 主契約の復活を会社が承諾した場合でも、新たに保険証券は交付しません。
4. 主契約に付加されている特約が更新された場合に、特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日より前にあるときは、新たに保険証券を交付せず、更新された旨を保険契約者に通知します。

第6条（会社への通知による保険金等の受取人の変更）

1. 主約款および特約条項の規定により保険金等の受取人を指定できる場合、保険契約者またはその承継人は、保険金等の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、主約款および特約条項の規定による保険金等の受取人の範囲内で、保険金等の受取人を変更することができます。
2. 前項の通知をするときは、保険契約者またはその承継人は、つぎの各号に定める書類を提出してください。ただし、つぎの各号に定める以外の書類の提出を求め、または提出書類の一部の省略を認めることがあります。
 - (1) 会社所定の名義変更請求書
 - (2) 保険契約者の印鑑証明書
 - (3) 保険証券
3. 第1項の変更をしたときは、保険証券に表示します。
4. 第1項の通知が会社に到達する前に変更前の保険金等の受取人に保険金等を支払ったときは、その支払後に変更後の保険金等の受取人から保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

第7条（遺言による保険金等の受取人の変更）

1. 前条に定めるほか、主約款および特約条項の規定により保険金等の受取人を指定できる場合、保険契約者は、保険金等の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、主約款および特約条項の規定による保険金等の受取人の範囲内で、保険金等の受取人を変更することができます。
2. 前項の保険金等の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 前2項による保険金等の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
4. 前項の通知をするときは、前条第2項に定める書類を提出してください。
5. 第1項の変更をしたときは、保険証券に表示します。

第8条（特則の解約）

この特則のみの解約はできません。